

在宅や施設でのケア

ポイント・ボックス

施設や在宅で治療中の CDI 患者さんに対して接触予防策は必ずしも必要ではない。

在宅における CDI 感染対策は、標準予防策の徹底で対応する。

施設における CDI 感染対策は、施設の特徴で、接触予防策が必要か検討する。

ミニ・メモ

令和6年度診療報酬および介護報酬の改定で、感染対策向上加算を取る病院は、介護保険施設等又は指定障害者支援施設と感染対策上の連携が求められることとなった。

病院は、連携する介護保険施設等におもむいて、実地指導等の感染対策の助言をする必要がある。

加算を申し出た介護保険施設等は、連携する病院の感染対策に関する研修や実地指導を、定期的に受ける必要がある。

Q. 施設に入所する CDI(を疑う)利用者さんに接触予防策は必要ですか？

A. 周りの利用者さんの状況によって対策が変わります。
医療提供が多いフロアーならば病院と同じように接触予防策が必要ですが、在宅に近いフロアーならば、標準予防策の徹底と、おむつ交換時の感染対策強化（エプロン・ガウンの交換、手袋の着用、対応後の手洗い）が必要となります。

Q. 訪問看護（介護）する際に接触予防策は必要ですか？

A. 在宅での感染対策は、基本的に標準予防策です。居宅には、他に患者さんがいないため、その家族以外に感染させることはありません。次の居宅に訪問するまでに流水と石けんで手を洗うことが必要です。
感染リスクの高い家族が介護をしている場合は、オムツ交換時の手洗い等をうながすといいでしょう。

Q. 訪問看護時、訪問先で、流水での手洗いがすぐにできない場合はどうしたらいいですか？

A. まずは、擦式アルコール手指消毒薬での手指衛生を行いましょう。アルコールで死滅する微生物に対しては効果があります。
しかし、*C. difficile* を含めアルコールが効かない微生物も多いですし、排泄物などを物理的に洗い流す作業は重要です。利用者さんごとに経路を断ち切るために、訪問宅の洗面所の使用を交渉されておくといいでしょう。